

令和2年12月15日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 登録事業者の皆様へ

全国での新型コロナウイルス感染が拡大している状況を踏まえて、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で今後のGo To イートの事業継続について協議した結果、令和2年12月17日（木）より下記の運用とさせていただきます。

登録事業者様におかれましては、ご登録店舗すべてにおいて遵守して頂きますようお願い申し上げます。

記

- 運用1 営業時間短縮の要請におけるGo To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、沖縄県全域で夜10時以降の利用を控えていただくようお願いいたします。時短要請期間：令和2年12月17日（木）～12月28日（月）
※ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能
- 運用2 Go To Eat キャンペーンおきなわのプレミアム食事券（紙・電子）の利用は、加盟店登録済みの飲食店が運営するテイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）の利用を推奨する。
- 運用3 5名以上の単位での飲食に食事券はご利用不可。（ご利用は最大4名まで）
ただし以下の場合には例外となります
※同居する1家族で利用する場合は、制限の対象外（親と子、祖父母と孫など）
※5名以上で利用する場合は、以下の条件付きで利用可能
（テーブル間隔を空ける・アクリル板で仕切る等、4人以下の単位となる席の配置が可能な場合に限る）
※高齢者・障害者の介助者、未就学児童は、制限人数に含みません
- 運用4 2時間を超える飲食を控えていただく
- 運用5 お客さま来店時に「食事券利用には人数制限がある（4人以下の単位に分かれる）」旨を、必ず説明してください。（ご協力いただけないお客さまには食事券の利用を控えていただくこととなります。※入店をお断りするものではありません）
- 運用6 上記の運用1～5について、利用者が見えやすい場所に掲示する。（2,3ページ）

<補足>Go To トラベル「地域共通クーポン」の飲食店利用もGo To Eat に準じます。

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>

<沖縄県>



Go To Eat食事券利用の お客様へ



Go To Eatキャンペーンおきなわは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年12月17日（水）より食事券利用を下記の運用といたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【ご案内】

- ①営業時間短縮の要請におけるGo To Eatキャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、沖縄県全域で夜10時以降の利用を控えて（テイクアウト、デリバリーでの利用を除く）いただくようお願いします。

時短要請期間：12月17日（木）～12月28日（月）

- ②プレミアム食事券（紙・電子）の利用は、加盟店登録済みの飲食店が運営するテイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）の利用を推奨します。

- ③食事券は、5名以上の飲食にはご利用できません
（ご利用は最大4名まで）

ただし以下の場合には例外となります

※同居する1家族で利用する場合は、制限の対象外
（親と子、祖父母と孫など）

※5名以上で利用する場合であっても、以下の条件付きで利用可能
（テーブル間隔を空ける・アクリル板で仕切る等、4人以下の単位となる席の配置が可能な場合に限る）

※高齢者・障害者の介助者、未就学児童は、制限人数に含みません

～お願い～

- ① 2時間を超える長時間での飲食は控えてください。
- ② 食事は静かに、会話はマスクを着用してください。
- ③ コロナ通知システムへの登録をお願いします。

以下の事項についてもご協力をお願いします

- 発熱や咳など異常が認められる場合は、入店をお断りします
- できる限り混雑する時間帯を避けてください
- デリバリーやテイクアウトをご活用ください
- 店側の感染対策（席の配置や食事の提供方法を制限すること）にご協力ください
- 食事の前に手洗い・消毒してください
- 咳エチケットを守ってください
- 会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けてください
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)をご利用ください